

「山形県一時保護委託者の登録等に関する基準」の制定に対する意見募集の実施について

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条第 1 項の規定により、児童相談所長は児童虐待のおそれがあるとき等に、適当な者に委託して、その児童を一時保護させることができますが、これまで一時保護の委託先の設備や職員配置に関する基準がなく、その運営の質の確保が課題となっていました。

令和 7 年 4 月、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）により、一時保護委託の登録制度が創設され、児童養護施設等を除き、あらかじめ都道府県知事の登録を受けた者に対してのみ一時保護を委託することができることになりました。

改正法に依る改正後の児童福祉法第 34 条の 22 第 3 項において、都道府県は、同条第 2 項の規定により一時保護委託者の登録等に関する基準について条例で定めることとされたことから、県において一時保護委託者の登録に当たり遵守すべき基準について新たに条例及び規則（以下「条例等」という。）を制定し、令和 8 年 10 月頃から施行する予定としております。

この条例等の制定に当たり、県民の皆様から広く意見を募集します。

2 条例等で定める基準の考え方

（１）条例等で定める基準の区分

県の条例等で基準を定めるに当たっては、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和 8 年内閣府令第 16 号。以下「府令」という。）に定める基準に従い又は参酌して定めることとされています。

なお、府令に定める基準は項目ごとに次の 2 つに分類されています。

従うべき基準	必ず国（府令）の基準に適合しなければならないもの
参酌すべき基準	国（府令）の基準を十分参酌したうえで、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるもの

（２）県の条例等における基準の考え方

条例等は、県が登録する一時保護委託者を対象とし、当該一時保護委託者の「設備」、「職員配置」、「運営」などの基準を定めることとなります。

基準の内容については、本県の実情に照らし、府令と異なる内容を定める特別な事情等は認められないため、今回制定する条例等は、府令に定める基準どおりの内容としたいと考えています。

※府令については別紙を参照ください。

3 施行期日

令和 8 年 10 月頃